

平成十八年十一月二十九日提出
質問第一一九二号

元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第一六〇号）では、合理的説明なく答弁を回避している部分があるところ、再質問する。

一 外務省は記録を一切残さない秘密外交交渉を行うことを認めているか。認めているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」において、「田中均氏とミスターXとの交渉について、外務省に記録が保管されているか。」との質問に対して、「お尋ねについては、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされたが、記録が保管されていることを明らかにすることで、今後の日朝間の協議にどのような支障を来すおそれがあるのかについて、論理連関がまったく明らかになっていない。明確で具体的な説明を求め。

右質問する。